

平成29年8月2日(水)
於：寝屋川市要保護児童対策地域協議会代表者会議

平成29年度の児童福祉法改正について

弁護士 浜田真樹

第1 児童福祉法等の平成29年改正

【資料1¹ 法律案の概要】

1 内容

28条審判における「保護者指導」の拡大

- ・ ここでの「保護者指導」とは、家庭裁判所が児童相談所に対し、保護者に対して指導措置を採るべきですと勧告することを指す。
- ・ これまでは、「28条申立てを認容する審判を出す場面」でしかできなかった(改正前の28条5項)
- ・ 今回、これを広げ、「28条申立ての審理中」(28条4項改正)や「28条申立てを却下する審判を出す場面」(28条7項新設)にも、このような「保護者指導」を行うことができるようになった

親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を継続することについて司法審査

- ・ 一時保護の期間は「2か月を超えてはならない」(33条3項)が、児童相談所長は「必要があると認めるときは、引き続き...一時保護を行うことができる」(同条4項)とされている。
- ・ その一時保護の延長が親権者等の意に反するときには、「児童福祉審議会の意見を聴かなければならない」とされていた(同条5項)
- ・ 今般、2か月を超えて延長することが親権者等の意に反するときには、「家庭裁判所の承認を得なければならない」と改正された。
- ・ ただし、28条申立てや親権喪失・停止審判等の申立てをしているときには、この承認は不要(同条5項)
- ・ この承認は「2か月ごと」に得なければならない。ただし、家裁に申し立てた場合には、その承認審判が確定した日を起点として、そこから「2か月」をカウントする(同条7項)

接近禁止命令の範囲拡大

――・ 従来、接近禁止命令(保護者に対し、児童の住所・居所・学校等における付きまと
¹厚生労働省ホームページ 厚生労働省が今国会に提出した法律案について 第193国会(常会)提出法律案より。

い・俳諧を禁止する命令)を出せるのは、28条審判に基づく措置がなされているときだけだった(改正前の児童虐待防止法12条の4)。

- ・ 今般、その範囲を広げ、同意により施設入所等がなされているときや、一時保護がなされているときにもこの命令が出せられるようになった(児童虐待防止法12条の4改正)。
- ・ 面会通信の全部制限(児童虐待防止法12条の1)がなされていることが必要である点には変更なし

平成30年4月施行見込み

2 現場への影響

- ・ 親権者の意向をこれまでより厳格に確認する必要がある可能性
- ・ そうなると、これまでより「意に反する」ケースが増える可能性
- ・ 「一時保護の開始から2か月」が経過する時点で「意に反する」状況であれば、必ずそれに先立って申立てを行うことが必要
直前に翻意される場合が最も困る
そのため、児相としては、現時点では「意に反する」わけではないケースについても、念のため準備を進めざるを得ない
- ・ そのため、関係機関でも、これまでより早期に資料を準備する必要がある

第2 今後の改正に向けての動き

1 今後の改正に向けての検討会(厚生労働省)

- ・ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会
- ・ 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会(終了)
- ・ 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ
- ・ 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

2 特別養子縁組の利用促進に向けての改正(見込)

3 将来像(専門委員会の議論から)

支援対象者の拡大(年齢要件)、支援と介入の分離(トリアージセンター、組織再編)、市町村を含めた担当者の専門化(国家資格化)、調査権限(児相、市町村)、特定妊婦への支援拡大、...

● 参考資料(児童福祉法) 平成29年改正後(未施行)

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させる

ことが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
 - 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
- 2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条並びに第33条第2項及び第9項において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
- 3 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
- 4 家庭裁判所は、第1項第1号及び第2号ただし書並びに第2項ただし書の承認（次項において「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
- 6 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- 7 家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- 8 第5項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置か

れている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置（第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- 3 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。
- 5 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第28条第1項第1号若しくは第2号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。
- 6 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。
- 7 前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第5項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。

(以下略)